平成２１年（フ）第６８０号
京都市山科区小野御所の内町１番地の172
破産者　株式会社フレスコ食品
1　決定年月日　平成21年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成１８年（フ）第７９０８号
京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町436番地の２
破産者　株式会社クリエイト・ジャパン
1　決定年月日　平成21年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１１１号
島根県松江市幸町798番地２
破産者　神田　幸夫
1　決定年月日　平成21年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第４５９号
秋田市手形字扇田50番地２
破産者　有限会社ナインフーズ
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５１号
秋田市土崎港中央１丁目20番22号
破産者　合資会社布施商店
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７号
福島県いわき市内郷宮町金坂150番地の４
破産者　株式会社面川組
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第５１１号
東京都八王子市久保山町２丁目46番地２―３―302
破産者　中村錦姫こと　劉　　錦姫(旧姓江原)
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第１７９３号
神奈川県藤沢市辻堂２丁目６番１―602号
破産者　有限会社Ｐｅｐ
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１４６号
兵庫県西脇市板波町700番地
破産者　株式会社西脇自動車教習所
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部

平成２０年（フ）第１０３９号
岡山市南区灘崎町北七区639番地の２
破産者　有限会社オカケン
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第６９号
長崎県対馬市厳原町日吉296番地柴田アパート202、前住所長崎県対馬市厳原町今屋敷721番地、前々住所長崎県対馬市厳原町西里175番地の４東島アパート112号、前々々住所長崎県対馬市厳原町大字田渕974番地
破産者　大津志津人
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第１５４号
兵庫県伊丹市中野北４丁目２番６―223号
破産者　生原　　愛
1　破産債権の届出期間　平成21年９月８日まで
2　一般調査期日　平成21年11月26日午前10時
平成21年８月５日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１７号
長野市西和田１丁目２番９号
破産者　徳武　重幸
1　破産債権の届出期間　平成21年９月15日まで
2　一般調査期日　平成21年10月８日午前11時30分
平成21年８月６日
長野地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第２４６２号
大阪府八尾市東本町３丁目９番33号
破産者　医療法人**鋲**生会
1　破産債権の届出期間　平成21年９月30日まで
2　一般調査期日　平成21年12月１日午後１時30分
平成21年８月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第２４６６号
大阪府八尾市東本町３丁目９番36号
破産者　板倉興業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成21年９月30日まで
2　一般調査期日　平成21年12月１日午後１時30分
平成21年８月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第３１２０号
大阪府八尾市東本町３丁目９番36号
破産者　株式会社ナッセサリーエンタープライズ
1　破産債権の届出期間　平成21年９月30日まで
2　一般調査期日　平成21年12月１日午後１時30分
平成21年８月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第３３５５号
大阪府八尾市東本町３丁目９番36号板倉ビル210号
破産者　株式会社フジイ商会
1　破産債権の届出期間　平成21年９月30日まで
2　一般調査期日　平成21年12月１日午後１時30分
平成21年８月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第３６６５号
大阪府八尾市東太子１丁目２番25―502号
破産者　板倉　直明
1　破産債権の届出期間　平成21年９月30日まで
2　一般調査期日　平成21年12月１日午後１時30分
平成21年８月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１３０６号
大阪府八尾市山城町３丁目６番32―203号
破産者　藤居　秀子
1　破産債権の届出期間　平成21年９月30日まで
2　一般調査期日　平成21年12月１日午後１時30分
平成21年８月５日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成１８年（フ）第３１１号
富山市大町一区南部26―２　あけぼのマンション302、住民票上の住所富山県射水市串田新118番地
破産者　片山　勝治
異議申述期間　平成21年９月24日まで
平成21年８月６日　富山地方裁判所高岡支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第６５６３号
東京都中央区日本橋本町３丁目４―５　甘糟ビルディング３Ｆ
破産者　佐藤　　清
免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
平成21年８月５日
東京地方裁判所民事第20部